

競輪に関する映像利用及び撮影規程

株式会社 ジャパン・サイクル・インフィニティ

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、競輪に関する映像の適正な保護、管理を行い、映像の資産価値の向上、映像の有効活用を行うことを目的として定める。

第2章 J C I が管理する「プロパティ映像」

(プロパティ映像の定義)

第2条 プロパティ映像とは、その利用に際して、競輪施行者（以下「施行者」という。）の委託によりレース映像等を独占的に管理する株式会社ジャパン・サイクル・インフィニティ（以下「J C I」という。）の許諾が必要な以下の映像をいう。

- (1) 施行者が制作したレース映像（ライブ映像及びレースダイジェスト）
- (2) 施行者が制作したレース映像以外の映像

(プロパティ映像の利用方法)

第3条 プロパティ映像の利用は「一次利用」と「二次利用」とし、「一次利用」とはプロパティ映像について J C I が映像利用者に許諾した目的での利用をいい、「二次利用」とは一次利用目的以外での利用をいう。

(プロパティ映像の利用範囲等)

第4条 プロパティ映像は、レース映像とその他映像の区分ごとに、利用者または利用目的に応じて利用範囲、利用料等を定めるものとする。

第3章 プロパティ映像の一次利用

(プロパティ映像の一次利用)

第5条 プロパティ映像の一次利用には、「ライブ配信利用」、「勝者予想等車券購入促進利用」、「ニュース・報道利用」、「情報・バラエティ番組利用」及び「その他利用」とする。

第4章 プロパティ映像の二次利用

(プロパティ映像の二次利用)

第6条 一次利用以外の利用（一次利用申請と異なる目的・媒体での映像利用等）は全て「二次利用」とする。

（二次利用の許諾と利用料）

第7条 プロパティ映像の二次利用については、事前の申請とJ C Iによる許諾を必要とし、二次利用に関する映像利用料はJ C Iの取決めに従う。

（データファイルの取扱い）

第8条 プロパティ映像の二次利用者は、プロパティ映像の利用後可及的速やかに当該映像のデータファイルを消去するものとする。

第5章 レース映像（ライブ映像及びレースダイジェスト）

（ライブ映像の定義）

第9条 「ライブ映像」とは、「映像集配信ネットワーク（BRONSE）」、「テレビ放送」、「ネット配信」等を通して、レースの全てまたは一部の映像を放送・配信する映像のことをいう。

2 「テレビ放送」とは、地上波、衛星波（BS・CS）、ケーブルTVにおける放送のことをいう。

3 「ネット配信」とはパソコン、インターネットテレビ（インターネット等を伝送路としたセットトップ型TV）、携帯電話など、デジタルネットワークを介した配信のことをいう。

（レースダイジェストの定義）

第10条 「レースダイジェスト」とは、各レースにおいて発走時の映像及び原則残り2周（バンクの周長によって異なる）からゴールまでの映像をまとめたものをいう。

（使用できる映像）

第11条 映像利用者はJ C Iを通して配信された映像を使用して中継・ライブ配信を行うことができる。

（J C Iが提供する映像）

第12条 J C Iから提供する映像は、音声やCGが入った黒映像（音声・CGが入った映像）となる。白映像（音声・CGが入らない映像）の提供はJ C Iが特別に許可した場合に限る。

第6章 利用の方法

第1節 オフィシャル利用

(オフィシャル利用の定義)

第13条 オフィシャル利用とは、本場、場間及び専用場外売場、KEIRIN. JP、SPEED チャンネルでの映像の利用をいう。

各施行者が独自に車券購入促進を目的に制作した映像を自場ホームページまたはYouTube 等動画配信サイトで自ら放映する利用はオフィシャル利用と同等に扱う。

(オフィシャル利用の許諾と利用料)

第14条 オフィシャル利用を行う場合には事前の申請と J C I による許諾を省略することができる。オフィシャル利用の利用料は原則として無料とする。

(不正利用者に対する対応)

第15条 オフィシャル利用により放送・配信した映像を第三者が二次利用することは出来ない。不正利用を行った場合は、不正利用者に対し、適切な対応をとるものとする。

第2節 車券発売サイトでの利用

(映像利用の許諾と利用料)

第16条 車券発売のためのポータルサイトを運営する者が映像を利用する場合は、一次利用、二次利用ともに事前の申請と J C I による許諾を必要とする。

(利用料の取り扱い)

第17条 J C I は「競輪映像使用料金表」による映像利用料を徴収し、その映像利用料は、当該年度内における二次利用料を含むものとする。

第3節 その他利用

(その他利用の定義)

第18条 その他の利用とは、第13条及び第16条以外の全ての映像の利用をいう。

(映像利用の許諾と利用料)

第 19 条 その他利用を行おうとする者は、事前の申請と J C I による許諾を必要とする。その他利用については利用料を免除することができる。

第 7 章 利用目的に応じた利用範囲

第 1 節 勝者予想等車券購入促進等の利用

(勝者予想等車券購入促進等の利用)

第 20 条 勝者予想番組での利用、特別競輪決勝レース等の特定レースによる特集番組での利用、初心者に対する番組の利用等をいう。

(二次利用の取扱い)

第 21 条 当該番組のライブ配信を終えた映像について、動画配信サイト等で広告収入（メンバー料金収入、スーパーチャット収入等を含む）や自社サイトへの誘引等を目的に動画配信サイトで引き続き配信する場合は、二次利用として扱う。

第 2 節 ニュース・報道利用

(ニュース及びスポーツニュース番組利用)

第 22 条 ニュース及びスポーツニュース番組でレースの結果報道を目的とする場合は、原則として、1 開催あたり 3 分以内に限った映像利用とする。

2 ニュースまたは、スポーツニュース番組に該当するか否かは、J C I へ申請後、J C I が判断する。

(利用許諾の範囲)

第 23 条 許諾対象は地上波及び無料 B S 放送、その他 C S 放送、有料 B S 放送、ケーブル T V 等の有料放送、インターネットメディア、通信社、スポーツ紙等の自社サイトによる利用を対象とする。

(取材映像の交換)

第 24 条 放送事業者が放送局の場合、ニュース及びスポーツニュース番組での利用を目的に制作したユニラテラル映像を、同一目的で利用する場合に限り系列局間での映像素材の交換を可能とし、ニュース及びスポーツニュース番組以外の番組での利用は二次利用として扱うものとする。

第3節 情報・バラエティ番組利用

(情報・バラエティ番組利用)

第25条 情報・バラエティ番組で使用する映像は、原則として、1開催あたり3分以内に限った映像利用とする。

2 情報・バラエティ番組に該当するか否かはJ C Iへの申請後、J C Iが判断する。

(利用許諾の範囲)

第26条 許諾対象は地上波及び無料B S放送、その他C S放送、有料B S放送、ケーブルT V等の有料放送、インターネットメディア、通信社、スポーツ紙等の自社サイトによる利用を対象とする。

(取材映像の交換)

第27条 放送事業者が放送局の場合、情報・バラエティ番組での利用を目的に制作した映像を、同一目的で利用する場合に限り系列局間での映像素材の交換を可能とし、情報・バラエティ番組以外の番組での利用は二次利用として扱うものとする。

第4節 それ以外の利用

(それ以外の利用)

第28条 「勝者予想等車券購入促進等利用」、「ニュース・報道利用」、「情報・バラエティ番組利用」には分類されない利用であってもJ C Iの許諾を受けたものについては、J C Iの取扱いに従う。

第8章 利用料の支払い

(利用料の支払い)

第29条 映像の利用料は利用者とJ C Iが別途締結する「競輪映像等の利用許諾契約書」に基づき指定する金融機関に現金で振り込んで支払うものとする。

(遅延損害金の請求)

第30条 J C Iは、利用者が利用料の支払いを怠った場合、別途締結する「競輪映像等の利用契約書」に基づき遅延損害金を請求できる。

第9章 レース映像の撮影

(レース映像の撮影)

第31条 競輪場においてレース映像を撮影する場合は、各競輪場における撮影要領及び開催施行者の指示に従うこととする。

ただし、車券発売を目的とするレース映像の撮影についてはJ C Iの許諾を必要とする。

第10章 雑則

(映像の著作権)

第32条 私的使用目的以外に競輪場内で撮影したレース映像の著作権はすべて開催施行者に帰属する。

(著作権者表示等)

第33条 著作権者表示等は、J C Iの指示に従うものとする。

(第三者への権利の譲渡等)

第34条 映像の利用は、利用申込書に記載された目的に限るものとし、利用者はJ C Iが利用許諾した権利の全部もしくは一部を第三者（同組織の別番組・別部署を含む）に譲渡又は許諾してはならない。

(映像の取扱い)

第35条 映像利用者はJ C Iが利用許諾する映像（制作中間過程生成複製物一切を含む）の取扱いについて、J C Iの指示に従う。

(違反者に対する対応)

第36条 映像利用者が本規程に定める規定に違反した場合、J C Iは当該違反者に対し、利用の差止めなど適切な対処を行う。

(映像使用における禁止事項)

第37条 競輪の信頼やイメージを損なうような映像の加工、その他、誹謗・中傷する目的で行うあらゆる媒体での映像使用は固く禁止する。

2 映像を利用する者は、競輪に関わる個人、団体の名誉及び信頼を損なうことのないよう十分配慮する。

3 J C Iの許諾なくビデオ、DVD等、PC・スマートフォン等に収録したレース映像を有料・無料にかかわらず配布したり、公の場での放映、

YouTube 等の動画共有サイト・SNS 等での配信をすることを禁じる。

第 38 条 本規程は事前の予告なしに変更する場合がある。

第 39 条 技術の進歩、社会情勢の変化等による、上記に定めのない新たな利用方法等が発生した場合は、J C I が利用許諾の内容について定める。

附 則

1 この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。